令和８年４月改訂版

子育て支援ガイドブック

南 知 多 町

は　じ　め　に

南知多町では、「みんなで　かがやかそう　子どもの笑顔」を基本理念に、みんなで子育てをしながら、子どもの幸せ、親の幸せ、地域の幸せをめざして、子育て支援に取り組んできました。

本町には、お子さんの成長と保護者の子育てを応援する様々なサービスがあります。

このガイドブックは、お母さんの妊娠時から、お子さんの中学生期までの子育てに関するサービスなどをまとめてありますので、ぜひご活用ください。

お母さんやお父さんが子育てに喜びを感じ、大切なお子さんが健やかに、伸びやかに成長されますことを願っています。

令和８年４月　　南知多町健康こども課

も　く　じ

１　妊娠と子どもの健康 1

①　妊　娠 1

〇母子健康手帳の交付　〇妊婦・産婦・乳児健康診査・妊婦歯科健診（母と子のしおり）
〇子育て家庭優待事業（はぐみんカード）　〇妊婦訪問　〇パパママセミナー
〇プレママ応援電話　〇マタニティマーク　〇すこやかオンライン相談事業
〇母子手帳アプリ「みなぴよ」

②　出　産 4

〇出生届　〇出産育児一時金　〇産前産後期間の国民健康保険税の免除
〇産前期間の国民年金保険料の免除　〇育児期間中の国民年金保険料免除　〇子育て支援金
〇産後ケア事業〇あかちゃん訪問・低出生体重児の届出　〇バースデー訪問

③　子どもの健康 7

〇健康診査　〇こどもすくすく相談・栄養相談
〇こども発達相談（予約制）　〇フッ素塗布

④　みみたのサポートファイル（支援ツール） 8

⑤　予 防 接 種 9

２　親子の交流遊び 11

①　子育て支援センター「おひさま」 11
②　ちびっこひろば（日間賀島篠島） 11
③　いちごの会 11
④　親子ふれあいひろば 12
⑤　図書室 12
⑥　読み聞かせグループ 12
⑦　環境学習推進事業 12
⑧　公園児童遊園 13

３　ファミリー・サポート・センター 14

４　保育所（園） 145

①　保育所（園）入所（園）前のサービス 15

○一時保育（一時預かり事業）　○こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）　○園庭開放
② 保　育　所（園）……17
○保育所（園）一覧　○保育所（園）入所の流れ　○入所申込に必要な書類　○認定区分
○保育時間　○保育の必要量　○保育を必要とする事由がある場合の入所
○特別利用保育　○ご負担いただく費用　○保育料／副食費徴収基準額表
○保育料等の納付方法　○保育料／副食費の軽減　○保育所（園）の生活　○園医
③ 乳児保育……24
④ 土曜保育……24
⑤ 延長保育……24
⑥ 預かり保育……24
⑦ 障がい児保育……25
⑧ 親子通園事業「どんぐり園」……25

5　小学校・中学校……26
① 小　中　学　校……26
○小学校一覧　○中学校一覧　○新入学　○転校　○特別支援学級　○就学援助制度
② 放課後児童クラブ……28

6　手当助成等……29
① 子ども全般……29
○児童手当　○子ども医療　○未熟児養育医療　○妊婦のための支援給付
○おうちで子育て応援金　○小中学校入学お祝い金　○学生海っ子バス運賃補助事業「SEA S CARD」
② ひとり親家庭等……32
○児童扶養手当　○母子家庭等医療　○愛知県遺児手当・南知多町遺児手当
○母子・父子・寡婦福祉資金の貸付　○母子・父子家庭自立支援給付金
③ 障がいのあるお子さん……34
○手帳の交付　○自立支援医療（育成医療）　○自立支援医療（精神通院）
○福祉サービス　○特別児童扶養手当　○障害児福祉手当
○障害者医療・精神障害者医療
④ その他の助成……37
○一般不妊治療費助成事業　○妊産婦医療費助成事業

7　相談関係機関……389
① 民生児童委員主任児童委員……39
② 虐待に関する相談……39
③ 各種相談窓口一覧……40
④ 役場関係機関一覧……42
⑤ 医療機関……43
○町内の医療機関一覧　○その他の医療機関　○町内の歯科一覧

※各種届出・手続きの中には町内サービスセンターで、お手続きができるものもあります。
詳しくは、役場各担当課へお問い合わせください。

1　妊娠と子どもの健康

①　妊　娠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

○母子健康手帳の交付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・保健センター

医師に妊娠と診断され、妊娠届出書を発行された方へ、母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠・分娩の経過、お子さんの健康状態や、予防接種の状況を記録するものです。交付時に保健師による使い方の説明や出産に向けての面談があります。来所には予約が必要です。

＜持ち物＞
- 妊娠届出書
- マイナンバーカード又は通知カード
- 妊婦の本人確認書類
- 妊婦の銀行等の口座がわかるもの（通帳等の写し）

○妊婦・産婦・乳児健康診査・妊婦歯科健診（母と子のしおり）　・・・健康こども課

母子健康手帳交付時に妊産婦・乳児健康診査受診票を交付します。（※多胎妊婦には５回分の受診票を追加交付します）

県内の医療機関で健康診査等の助成が受けられます。（※妊婦歯科健診は、町内の歯科医院に限ります）

里帰りなどで県外の医療機関で出産する場合や、助産所を利用される方は、事前に保健センターにお問い合わせください。

※住民票がある地域で発行された受診票を使用してください。転出・転入の際は、新たな住所地の受診票に差し替える手続きが必要です。

○子育て家庭優待事業（はぐみんカード）　・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

18 歳未満の子どもとその保護者及び妊娠中の方が、県内の協賛店舗「はぐみん優待ショップ」でスマートフォン上の「はぐみんカード」又は「多子世帯向けはぐみんカード」を提示すると、お店が独自に設定する商品の割引や、特典など様々なサービスが受けられる事業です。

また、全国の子育て支援パスポート事業の協賛店舗で、サービスが受けられます。

協賛店舗（はぐみん優待ショップ）の確認は、下記 URL にアクセスするか「はぐみんカード」で検索してください。

https://hagumin-net.pref.aichi.jp/premium/

※令和７年３月下旬より、はぐみんカードがデジタル化されました。なお紙カードもこれまでどおり使えます。

全国共通
ソダテ

もくじに戻る

○妊婦訪問　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

妊娠中は精神的に不安定になりやすいものです。安心して出産・育児ができるよう保健師が訪問し、相談をお受けします。訪問をご希望の方は、保健センターへご連絡ください。

○パパママセミナー　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

かけがえのない、すばらしい生命をより健康で幸せに育てるために、あかちゃんのこと、お母さん自身の体のことなど楽しく学んだり、相談したりする教室です。年３回開催しています。

会場は子育て支援センターです。参加を希望される方は、実施日の３日前までに保健センターへ予約してください。夫婦での参加も大歓迎です。

○プレママ応援電話　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

産前のサポートとして、出産を控えた妊娠８～９か月ごろの妊婦さんの困りごとや不安、疑問への相談や支援を行います。希望する方へは面談を行います。

○マタニティマーク　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

マタニティマークは、妊婦さんが身につけることによって、周囲に妊娠していることを示しやすくするものです。妊娠初期は外見からは判断しにくく、妊婦さんが一人のときに急に具合が悪くなってもマタニティマークを持っていると医師に妊婦であることが伝えられるので安心です。

母子健康手帳交付時にキーホルダーを配布しています。このマークをつけている方を見かけたら、バス等で座席をゆずる、近くでの喫煙は控えるなど思いやりのある気遣いをお願いします。

○すこやかオンライン相談事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

産婦人科医、小児科医、助産師へオンラインで相談ができるサービスを行っています。妊娠中の悩みや出産のこと、産後の悩み、子どもの健康、子育ての悩みについて相談に応じます。

産婦人科オンライン、小児科オンラインにご登録いただくことにより、下記のサービスが利用可能です。ご登録には、南知多町民専用の合言葉が必要です。合言葉は保健センターへお問い合わせください。

（1）登録サイトのご案内（登録手続きは片方のみで、両サービスともにご利用できます。）

名称	産婦人科オンライン	小児科オンライン
対象者	産前産後の方	０歳～15 歳以下のお子様を持つ保護者の方
登録サイト		

もくじに戻る

(2)利用可能サービス詳細

名称	利用可能時間	利用可能媒体	内容
いつでも相談	毎日 24 時間	WEB フォームから質問	原則 24 時間以内に医師・助産師より、質問への回答を送付。
夜間相談	平日 18 時～22 時	LINE（メッセージ） LINE（音声通話） LINE（ビデオ通話） 電話	平日の 18 時～22 時までの間で、医師・助産師へ、LINE 等を使って直接相談が可能。（15 分前までに予約、各枠 10 分間）
日中助産師相談	月・水・金 （祝祭日を除く） 13 時～17 時	LINE（メッセージ）	月・水・金（祝祭日を除く）13 時～17 時までの間、予約なしで助産師へ LINE のメッセージ機能を使って相談が可能。
産後うつ フォロー	―	メール	産後 1、3、5、11 カ月のユーザーに対し、メールで産後うつに関する質問票を送付。質問票の回答から、産後うつリスクの早期発見と適切な相談受診につなげる。
くすりぼ	毎日 24 時間	WEB フォームから質問	「妊娠中～授乳中の薬」の悩みに 4～5 の設問に回答することにより、回答を即時表示。
医療記事配信	―	メール LINE（メッセージ）	医師・助産師が執筆した記事をメールや LINE で配信。
オンライン LIVE 配信	―	YouTube	医師・助産師が LIVE 配信で医療情報を配信。

※サービス利用の際の通信料、通話料は利用者のご負担となります

- ○ 母子手帳アプリ「みなぴよ」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

母子健康手帳には、妊娠の経過から出産まで、お子さんの健康状態など大切な情報が記録されています。母子手帳アプリ「みなぴよ」も一緒に活用すれば、必要な情報をスマートフォンから手軽に確認することができます。

名称	母子手帳アプリ「みなぴよ」
対象者	産前産後の方
登録サイト	

- ○ RS ウイルスワクチン（妊婦） （自己負担なし）・・・・・・・・・・・・・健康こども課

対象：妊娠 28 週 0 日から 36 週 6 日までの妊婦

接種回数・方法等：1 回・筋肉注射　かかりつけ産婦人科医療機関での広域予防接種です。

②　出　産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・住民課　税務課　健康こども課

○出生届　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・住民課

お子さんが生まれたら１４日以内に、「出生届」を住民課へ届出してください。

＜持ち物＞

- 出生証明書
- 母子健康手帳

＜同時に手続きする項目＞

- 児童手当
- 子ども医療
- マイナンバーカード（ご希望により）

＜（参考）その他手続きで必要な持ち物＞

- 保護者の医療保険の資格情報が確認できる書面
  （資格確認書、資格情報のお知らせ等）
- 保護者名義の銀行口座のわかるもの
- 保護者のマイナンバーカード又は通知カード　など

※手続きの内容によって、その他書類等が必要となる場合があります。

○出産育児一時金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・住民課

出産育児一時金は、出産されたときに医療保険者から５０万円が支給されるものです。あらかじめ医療機関で直接支払制度を利用する合意文書を交わすことにより、医療機関での出産費用の支払が出産育児一時金を超えた金額だけで済むようになります。国民健康保険の被保険者の方で、直接支払制度を利用した金額が５０万円に満たなかった方は、その差額を支給しますので住民課へ届け出てください。健康保険に加入の会社員や公務員の方は勤務先に届け出てください。

※産科医療補償制度に加入していない場合は４８万８千円が支給額となります。

＜持ち物＞

- 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- 医療機関からの明細書
- 保護者名義の銀行口座のわかるもの

○産前産後期間の国民健康保険税免除　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・税務課

南知多町国民健康保険の被保険者の方が出産されたときに、出産予定日又は出産日が属する月の前月から４か月間の、国民健康保険税の所得割額及び均等割額が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の３か月前から６か月間の国民健康保険税が免除されます。

該当の方には出生届の際に、産前産後免除の届出を提出していただくようご案内します。
（出産予定日の６か月前から届出可能です。その場合は、母子健康手帳をお持ちください。）

○産前産後期間の国民年金保険料免除　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・住民課

国民年金第１号被保険者の方が出産されたときに、出産予定日又は出産日が属する月の前月から４か月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の３か月前から６か月間の国民年金保険料が免除されます。

該当の方には出生届の際に、産前産後免除の届出を提出していただくようご案内します。

（出産予定日の６か月前から届出可能です。その場合は、母子健康手帳をお持ちください。）

※出産とは、妊娠８５日（４か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

○育児期間中の国民年金保険料免除　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・住民課

【令和８年 10 月制度開始】

国民年金第１号被保険者の方で、子どもを養育する父母（養父母・里親含む）の国民年金保険料が、子どもが１歳になるまでの期間（12 か月間）免除されます。（産前産後免除が適用される実母の場合は産前産後免除期間に続く９か月間が育児期間免除の対象となります。）

該当の方には出生届の際に、免除を受けるための手続き方法をご案内します。

○子育て支援金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

子育て支援金は、お子さんの出生時において、以下の支給要件にすべて当てはまる方に１０万円を支給するものです。

対象となる方は、出産の日から３か月以内に健康こども課に申請してください。

＜支給要件＞

１．町内に引き続き１年以上住民登録がある方

２．第３子以降の出生児を含む３人以上の児童を養育する方

３．児童の父母に町税の未納がないこと

＜持ち物＞

・保護者名義の銀行口座のわかるもの

・お父さんとお母さんのマイナンバーカード又は通知カード

○産後ケア事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

「自宅に帰っても助けてくれるひとがいない」「授乳がうまくいかない」「体調がすぐれない」など出産後に育児支援が必要な方、希望する方などに『産後ケア事業』を実施しています。

（１）利用できる方

南知多町に住民票があり、家族等から十分な育児・家事等の支援が受けられない原則産後４か月未満のお母さんとそのお子さんで、産後に心身の不調又は育児不安等がある方、または利用を希望する方。（医療行為が必要な方は対象となりません。）

（２）産後ケアの内容

・お母さんの健康管理及び乳房ケア

・沐浴、授乳等についての相談
・育児についての相談（赤ちゃんのお世話の仕方や生活について）等

（3）利用できる施設

施　設　名	住　　所	電　　話
知多厚生病院	美浜町大字河和字西谷81-6	0569-82-0395
かとう助産院	半田市向山町 1-110	0569-58-0311

（4）利用料

種　　別	金　　額
宿　　泊　　型	１泊２日　５，０００円 その後１日ごとに５，０００円
デイサービス型	１日２，０００円
アウトリーチ型	２時間１，０００円

（5）利用日数

利用上限日数　７日間

○あかちゃん訪問・低出生体重児の届出　・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

南知多町では母子保健法に基づき、お子さんが生まれたすべての家庭を保健師が訪問し、お子さんの育児支援を行っています。

お子さんが生まれたら妊婦健康診査受診票綴り（母と子のしおり）の中にある「出生状況届・あかちゃん訪問依頼書」（低出生体重児届出書を兼ねています）を保健センターへ提出してください。生後２か月を目安に保健師が訪問します。

また、お子さんが 2,500ｇ未満で生まれたときは保健センターまでご連絡ください。

○バースデー訪問　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

１歳を迎えるお子さんとその保護者を保健師が訪問し、子育て支援サービスの紹介や必要により相談支援を行います。事前に連絡のうえ訪問します。

③　子どもの健康・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

○健康診査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・保健センター

子どもの健康診査は、お子さんの成長を確認する大切な機会です。会場は全て保健センターです。対象の月に個別通知します。ご都合により、健康診査を受けることができない場合は、事前にご連絡ください。

区　　分	対　　象	目　　的	内　　容
３～４か月児 健康診査	３～４か月児	首がすわったり、あやすと笑ったり、毎日の成長が楽しみな時期です。体の成長や発達を診ます。	問診、身体計測、内科診察、離乳食の相談、個別相談 ブックスタート事業（教育課担当事業）
１歳６か月児 健康診査	１歳６か月児	歯がそろい始め、ことばも少しずつ出てきます。体の成長や言葉の理解を診ます。	問診、身体計測、内科診察、歯科健診、染め出し、歯みがき指導、フッ素塗布、個別相談
３歳児 健康診査	３歳児	社会性が芽生え、身の回りのことが少しずつ自分でできるようになる、頼もしい時期です。体の成長や発育状態を診ます。	問診、身体計測、内科診察、歯科健診、歯みがき指導、フッ素塗布、視力検査、聴力検査、検尿、個別相談
５歳児 健康診査	５歳児 保育所等の４歳児 （年中児相当）	ことばの理解が進み、お友達とルールのある遊びをするなど、社会性を身に着ける大切な時期です。お子さんの得意・苦手に気づき、関わり方をいっしょに考えることで就学に備えます。	問診、集団保育、診察、個別相談など

○こどもすくすく相談・栄養相談　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

乳幼児とその保護者を対象に、保健センターで月１回、篠島・日間賀島サービスセンターで年４回、子育て相談の機会を設けています。育児や子どもの発達・しつけの心配事や悩み等の相談を保健師がお受けします。また、保健センターで年４回、子どもの食事について管理栄養士が相談をお受けします。予約は要りません。

家庭訪問や電話による相談も可能です。ご希望の方はお電話ください。

＜持ち物＞　　母子健康手帳

○こども発達相談（予約制）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

乳幼児・小中学生とその保護者を対象に、「言葉が遅い」「落ち着きがない」「指示が通らない」など子どもの発達についての心配事、しつけの悩み、登校拒否等の心理上の問題に臨床心理士が相談に応じます。必ず事前に保健センターまでご連絡ください。

また、幼児期のお子さんに限り希望により発達検査を行っています。お子さんの発達の特徴を知ることで、お子さんにあったより具体的な関わり方や支援の方法を見つけ出すことができます。

○フッ素塗布　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

フッ素には、むし歯の原因となる菌の活動を抑えたり、歯の表面を酸に強い性質にしたりする作用があり、むし歯の予防に効果的です。２歳・２歳６か月のお子さんが対象です。対象のお子さんのご家庭に通知します。

④　み・み・たのサポートファイル（支援ツール）・・・・・・　健康こども課　教育課

お子さまの“健やかな成長”には、おうちの方や支援者の切れ目ないサポートが必要です。

このファイルは保護者と保健センター・保育所（園）・小中学校等の子育て支援側がつながり、子どもにあった適切な対応ができるように、支援の計画や内容を書き込みながら一人一人にあった支援を行うためのツールです。子育ての環境をより充実する手立てとして、ぜひご活用ください。

このツールは、南知多町（み）・美浜町（み）・武豊町（た）の知多南部地域自立支援協議会子ども部会で作成しました。

もくじに戻る

⑤　予 防 接 種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

重症化しやすい病気の予防と、感染症の流行を防ぐために予防接種を受けましょう。

南知多町では、広域接種及び個別接種で行っています。対象のお子さんのご家庭には、初回のみ個別に通知します。

※広域接種・・・事前に保健センターへ申請し、町外の接種協力医療機関（愛知県内に限る）で接種します。詳しくは愛知県医師会ホームページでご確認ください。

※個別接種・・・町内の医療機関で接種します。

乳幼児

●広域接種（町外の小児科専門医（かかりつけ医）で接種）

予 防 接 種 名	ワクチンの種類	対　象　者	標準的な接種年齢	接 種 回 数
小児用肺炎球菌	不活化ワクチン	生後２か月 ～５歳未満	初回 生後 2～7 か月未満 追加（１歳以降） １期初回終了後 60 日以上の間隔	初回３回 追加１回 （初回接種開始の月齢により異なる）
５種混合	不活化ワクチン	生後 2～９０か月未満	初回 生後 2～7か月未満 追加 １期初回終了後 6～18 か月未満	初回３回 追加１回
Ｂ型肝炎	不活化ワクチン	生後0～１２か月未満	生後0～１２か月未満	３回
ロタウイルス	生ワクチン	１価　生後 6～24 週まで ５価　生後 6～32 週まで	１価　生後 6～24 週まで ５価　生後 6～32 週まで	１価（ロタリックス）２回 ５価（ロタテック）３回
ＢＣＧ	生ワクチン	生後１年に 至るまで	生後 5～8 か月未満	１回

予 防 接 種 名	ワクチンの種類	対　象　者	標準的な接種年齢	接種回数
麻しん・風しん （１期）	生ワクチン	生後 12～24 か月未満	生後 12～24 か月未満 （1 歳 1～2 か月児）	１回
水痘	生ワクチン	生後 12~36 か月に至るまで	１回 生後 12～15 か月未満 ２回　１回終了後 6～12 か月の間隔	２回
日本脳炎	不活化ワクチン	生後６～９０か月未満	初回 ３歳に達した時から４歳に達するまで（3 歳） 追加 ４歳に達した時から５歳に達するまで（4 歳）	初回２回 追加１回

年長児・小学生

●個別接種又は広域接種（町外の小児科専門医（かかりつけ医）で接種）

予 防 接 種 の 種 類	対　象　年　齢	接 種 方 法（回数）
麻しん・風しん（２期） 生ワクチン	保育所の５歳児に相当する年齢 （年長児）	１回
二種混合 （ｼﾞﾌﾃﾘｱ・破傷風）	11 歳以上 13 歳未満の未接種者	１回
日本脳炎 （２期）	９歳以上 13 歳未満	１回

中学生・高校生

●個別接種又は広域接種（町外の小児科専門医（かかりつけ医）で接種）

予 防 接 種 の 種 類	対　象　年　齢	接 種 方 法（回数）
子宮頸がん （R3.11.26 積極的勧奨再開）	（定期） 中学１年～高校１年女子 （９価ワクチンを 15 歳未満で開始した方は２回接種で完了となります。）	３回 ・シルガード９： (3 回接種) 初回接種から２か月後に２回目 初回接種から６か月後に３回目 (2 回接種) 15 歳未満 初回接種から６か月後に2回目
日本脳炎 （２期）※未接種者のみ	高校１年生 H7.4.2～H19.4.1 生の未接種者	１回
季節性インフルエンザ （任意接種）	中学３年・高校３年に相当する年齢	毎年 10 月 15 日～1 月 31 日の期間に１回

もくじに戻る

2　親子の交流・遊び

①　子育て支援センター「おひさま」・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

子育て支援センターでは、０歳から未就園児の親子を対象に親同士が子育ての悩みや喜びを分かち合える場所、親子が楽しく安心して遊べる場を提供しています。

「親子ともにお友達がほしい」「子育てについて一緒に話がしたい」「子育ての情報がほしい」「広い場所で安心して子どもを遊ばせたい」そんなときは、気軽に遊びに来てください。

住所：豊丘字有田脇 16 番地の１（旧：豊丘むくろじ会館）
電話：65-1052　E-mail：kosodate@town.minamichita.lg.jp
開所日時：平日９：00～12：00　13：00～16：00

○子育て支援センターの主な事業

（１）子育て広場（自由来所）

ボールプール、ままごとセット、絵本など楽しい遊具があります。気軽に遊びに来てください。

（２）子育て相談

来所、電話、メール、手紙にて、保育士が相談をお受けしますので、気軽にご相談ください。

（３）育児講座・ミニ講座

年数回、講師を招いて育児講座を開催しています。また、毎月１回ミニ講座を行っています。

（４）情報提供

毎月支援センター便り「おひさま」を発行し、子育てに関する情報を発信しています。
また、あかちゃんや幼児向けの絵本を貸し出しています。

（５）子育てサークル育成・支援

同じ年頃のお子さんを持つ保護者の仲間づくり、友達づくりを支援します。

②　ちびっこひろば（日間賀島・篠島）・・・・・・・・・・・・健康こども課

町子育て支援センターへなかなか来られない日間賀島・篠島において、各まちづくり協議会が「ちびっこひろば」を開催しています。詳しくは、各まちづくり協議会へお問い合わせください。

③　いちごの会（１・２歳児）・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

お子さんの成長や子育てに不安や悩みをお持ちの親子が、子どもにあった関わり方を学び、一緒にいろいろな遊びや体験をする中で、親子でふれあう楽しさを感じ、お子さんとの絆を深めるところです。保育士・保健師がサポートします。事前に健康こども課、又は子育て支援センターへお問い合わせください。

④　親子ふれあいひろば・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・教育課

保育所入所前の子どもとその保護者を対象に、年１２回（篠島・日間賀島は各３回）、親子ヨガ体操、砂浜遊び、みかん狩りなど、親子のための楽しいイベントを行っています。日程は町広報・ホームページ等でお知らせします。

⑤　図書室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・教育課

各地区公民館などに図書室を設置しています。詳しくは、各施設又は教育課へお問い合わせください。

施　　設　　名	住　　所	電　　話	利用できる日・時間（年末年始を除く）
町　民　会　館　図　書　室	内海字柴井 1-66	62-2218	火～日、祝　８：30～17：00　※
日 間 賀 島 公 民 館 図 書 室	日間賀島字永峯 18	68-2001	月　～　金　９：00～16：00
篠島開発総合センター図書室	篠 島 字 浦 磯　3-3	67-2001	月　～　金　９：00～16：00

※　火～金が祝日の翌日にあたる場合は休館

⑥　読み聞かせグループ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・教育課

町内で依頼に応じて活動している読み聞かせグループです。大型えほんや紙しばいを使った読み聞かせや人形劇を行っています。

〇ランプの会（新美南吉のお話の人形劇グループ）
〇えほん村（絵本の読み聞かせグループ）

⑦　環境学習推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・まちなみ環境課

海や川で自然に親しむ観察会の開催や、持続可能な社会を支える「人づくり人の輪づくり」を目的とした環境共育（共に育つ）推進事業を実施しています。詳しくは、まちなみ環境課へお問い合わせください。

もくじに戻る

⑧　公園・児童遊園・・・・・・・・・・・・・・健康こども課　まちなみ環境課

○公園　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・まちなみ環境課

「役場関係機関ＭＡＰ」の▲印

公園名	場所	主な遊具
城　下　公　園	内海字城下 65-1	コンビネーション遊具
岡　部　公　園	内海字長城 21-6	ローラー滑り台
荒　布　越　公　園	山海字荒布越 49	ターザンロープ、金魚の滑り台
中　町　公　園	豊浜字中町 10-1	ブランコ、滑り台
小　佐　公　園	豊浜字豊浦６	ブランコ、滑り台
西　園　公　園	大井字西園 129	象の滑り台
西　田　面　公　園	大井字西田面 127	なし
聖　崎　公　園	大井字聖崎 1-16	なし
み　な　と　公　園	大井字聖崎 1-57	なし
モンテジェルソ公園	片名字於更 1-2	なし
カプリッチョ広場公園	片名字長谷 58-17	なし
長　谷　公　園	片名字長谷 16-28	ブランコ、滑り台
新　師　崎　公　園	片名字新師崎 7-1	ターザンロープ
神　戸　浦　公　園	師崎字神戸浦 171	アスレチック遊具
林　崎　公　園	師崎字林崎 95	ブランコ、滑り台
新　町　公　園	師崎字西新町 49	くじらの滑り台、ターザンロープ
浦　磯　公　園	篠島字浦磯 1-83	ブランコ、滑り台
新　井　浜　公　園	日間賀島字新井浜 10-1	ブランコ、滑り台

○児童遊園　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

「役場関係機関ＭＡＰ」の△印

児童遊園名	場所	主な遊具
吹　越　児　童　遊　園	内海字東郷３４・３５	なし
入　見　児　童　遊　園	内海字中之郷２２	ブランコ、ジャングルジム
高　野　宮　児　童　遊　園	内海字高平井２７－１	ジャングルジム、シーソー
一　色　児　童　遊　園	内海字山尾９１－１	ブランコ、滑り台
名　切　児　童　遊　園	内海字東前田７	なし
西　村　児　童　遊　園	山海字長坂７０	ブランコ
小　野　児　童　遊　園	山海字小山９５	なし
富　士　ヶ　峯　児　童　遊　園	豊浜字西ノ峯３４他	ブランコ、滑り台
半　月　児　童　遊　園	豊浜字月之浦１－８０	滑り台、メリーローリング
東　部　児　童　遊　園	豊浜字相筆１２	なし
小　佐　児　童　遊　園	豊浜字豊浦３－５	ブランコ、滑り台
山　田　児　童　遊　園	豊丘字宮前３－１	ブランコ、滑り台

もくじに戻る

3　ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センター　・・・・・・・・・・子育て支援センター

みなみちたファミリー・サポート・センターとは一時的な子育てを助け合う有償ボランティア組織です。子育ての手助けをしてほしい依頼会員と子育ての手助けができる援助会員が相互援助活動を行います。ファミリー・サポート・センターがその橋渡しを行い、お互いに助け合い子育ての輪を広げる事業です。利用を希望される方は、入会手続き等をしていただきますので子育て支援センターへお問い合わせください。

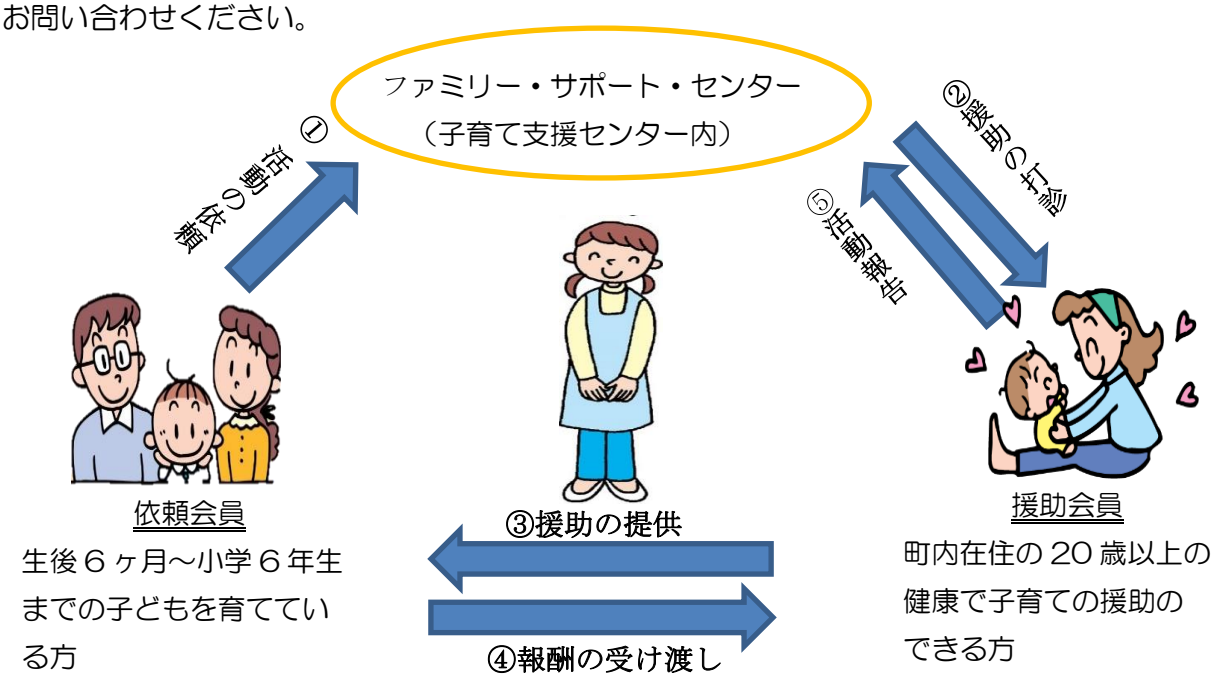

会員の種類

依頼会員 （お子さんを預けたい人）	生後６か月～小学校６年生までのお子さんを育てている方
援助会員 （お手伝いできる人）	町内に在住している２０歳以上の心身ともに健康な方で、ファミリーサポートへの理解と熱意をもって援助していただける方
両方会員	依頼会員、援助会員の両方に登録された方

活動時間・報酬について

月日・曜日 時間	月～金曜日	土日・祝日 及び年末年始
午前７時～午後７時	６００円	７００円
午前６時～７時・午後７時～１０時	７００円	８００円

※当日のキャンセル、無断キャンセルなど、依頼の取消しをする場合にも料金が発生する場合がありますので、ご注意ください。

申し込み・お問い合わせ

子育て支援センターおひさま内（みなみちた　ファミリー・サポート・センター）
電話　０５６９―６５―１０５２
受付時間：月曜日～金曜日の午前９時～午後５時（お休み：土・日・祝日と年末年始）

もくじに戻る

4　保育所（園）

①　保育所（園）入所（園）前のサービス・・・・・・・・・・・健康こども課

○一時保育（一時預かり事業）

一時保育は、保護者の就労や傷病、冠婚葬祭、育児疲れ解消などで保育を必要とするお子さんを一定期間、一時的に保育所でお預かりする制度です。

利用を希望される方は、健康こども課へ一時保育申請書を提出してください。

対　象　児	おおむね１０か月～小学校就学前の幼児
保　育　時　間	平日　午前８時～午後４時 土曜日　午前８時～正午
利用料（日額）	平日　０・１歳児…2,950 円　２　歳　児…2,600 円 ３　歳　児…1,600 円　４　歳　児…1,350 円 土曜日　０・１歳児…1,470 円　２　歳　児…1,300 円 ３　歳　児…　800 円　４　歳　児…　670 円
実　施　保　育　所	内海保育所 大井保育所（定員に余裕がある場合のみ）

○こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

生後６カ月から満３歳未満で、保育所などを利用していないお子さんが対象とし、１回１時間から保育サービスを利用できます。

こども誰でも通園制度

対　象　児	生後６カ月から満３歳未満 （３歳のお誕生日の前々日まで）
利用可能時間	利用児童１人につき **月１０時間** ※１回あたり１時間以上での利用。 ※１時間を超える場合は、３０分単位で利用可能。
実　施　施　設	**大井保育所** 所在地：南知多町大字大井字塩屋 23 電　話：０５６９－６３－０３５５
利　用　料　金	**児童１人　１時間あたり３００円**
利用までの流れ	利用方法などについて、詳しくは町公式ホームページをご確認ください。 （右にある二次元コードより移動できます）

○園庭開放

保育所に入所していないお子さんとその保護者を対象に、同年齢の子どもたちと楽しく遊べるよう保育所の園庭を開放しています。子育ての情報交換や交流の場としてご利用ください。

保　育　所	曜　日	時　間	雨天の時
内海保育所	６月～３月の 第１・３月曜日	午前９時～10 時 30 分	中止
かるも保育所			
大井保育所			
日間賀保育所			
篠島保育園			

※解放日が祝日の場合、翌平日が開放日となります。

もくじに戻る

② 保　育　所（園）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

南知多町には、５保育所（園）があります。保育目標は、「現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う心身ともにたくましくよく遊ぶ子ども」です。

○保育所（園）一覧

内　海　保　育　所	
住　　所	〒470-3321 内海字兼井 170 番地の３
電　　話	62-0600
保　育　年　齢	０歳児（10 か月以上）～５歳児
定　　員	１１５人
開　所　時　間	午前７時 30 分～午後７時
特　別　保　育	乳児保育、早朝・延長保育、一時保育

か　る　も　保　育　所	
住　　所	〒470-3412 豊浜字上之山 13 番地の４
電　　話	65-0284
保　育　年　齢	２歳児～５歳児
定　　員	５０人
開　所　時　間	午前７時 30 分～午後７時
特　別　保　育	早朝・延長保育

大　井　保　育　所	
住　　所	〒470-3501 大井字塩屋 23 番地
電　　話	63-0355
保　育　年　齢	０歳児（１０か月以上）～５歳児
定　　員	６０人
開　所　時　間	午前７時 30 分～午後７時
特　別　保　育	乳児保育、早朝・延長保育、一時保育※

※一時保育は定員の範囲内

日　間　賀　保　育　所	
住　　所	〒470-3504 日間賀島字三ツ林７番地の７
電　　話	68-2636
保　育　年　齢	２歳児～５歳児
定　　員	３０人
開　所　時　間	午前８時～午後４時
特　別　保　育	延長保育（土曜日のみ）

篠　島　保　育　園（私立）	
住　　所	〒470-3505 篠島字照浜 27 番地
電　　話	67-2136
保　育　年　齢	２歳児～５歳児
定　　員	２５人
開　園　時　間	午前８時 15 分～午後４時 15 分
特　別　保　育	延長保育（早朝のみ）

○保育所（園）入所の流れ

保育所（園）を利用するにあたっては、保護者の方は、入所を希望する年の前年に健康こども課へ保育の必要性の認定申請及び入所申込をする必要があります。入所を希望される方は、各保育所（園）の施設見学会で提出書類等を配布します。申込の日程等は、広報・ホームページ等でお知らせします。

施設見学会	９月下旬～10 月中旬頃 健康こども課又は見学会で必要書類を配布します。
入所申込受付	１０月下旬～１１月中旬頃 教育・保育給付認定申請書兼保育所入所申込書に就労証明書等の添付書類を添えて提出してください。
利用調整（審査・選考）	保育を必要とする要件を審査し、要件の高い方から入所（園）者を選考します。
親子面接	12 月上旬（両島は申込受付日に実施します。） 希望保育所で保育士と親子面接
入所の内定	12 月下旬～ 支給認定証、内定通知を送付します。
体験入園	翌年２月頃 園生活の具体的な説明をします。
入所の決定	翌年３月上旬頃 入所決定通知（保育料等の通知）を送付します。

○入所申込に必要な書類

Ａ　教育・保育給付認定申請書兼保育所入所申込書（子ども一人につき１枚）
Ｂ　保育を必要とする事由を証明する書類（就業証明書など）
Ｃ　その他必要な書類（課税証明書など）

○認定区分

認　定　区　分		対象年齢等	利用できる施設等
１号	教育標準認定（特別利用保育）	満３歳以上	幼稚園又は町内保育所（園）
２号	保育認定	満３歳以上	町内保育所（園）
３号	保育認定	満３歳未満	町内保育所（園）

○保育時間

・通常保育

保　育　短　時　間	平日　午前８時～午後４時	土曜日　午前８時～正午
保 育 標 準 時 間	平日　午前８時～午後７時	土曜日　午前８時～正午
特 別 利 用 保 育	平日　午前９時～午後３時	土曜日　なし

・特別保育

早　朝　保　育	平日　午前７時３０分～午前８時 （篠島保育園：午前８時～８時１５分）	土曜日　午前７時３０分～午前８時
延　長　保　育	平日　午後４時～午後７時	土曜日　正午～午後１時
預　か　り　保　育 （特別利用保育）	平日　午前８時～午前９時　　午後３時～午後４時	

○保育の必要量

２号又は３号認定を受ける方は、保育の必要量によって利用時間や保育料が異なります。

保育標準時間	利用できる時間　⇒　午前８時から午後７時までの間のうち最長１１時間
保育短時間	利用できる時間　⇒　午前８時から午後４時までの間のうち最長８時間

【利用時間のイメージ】

・基本開所時間　午前７時３０分～午後７時
　※日間賀保育所、篠島保育園は、開所時間が異なります。

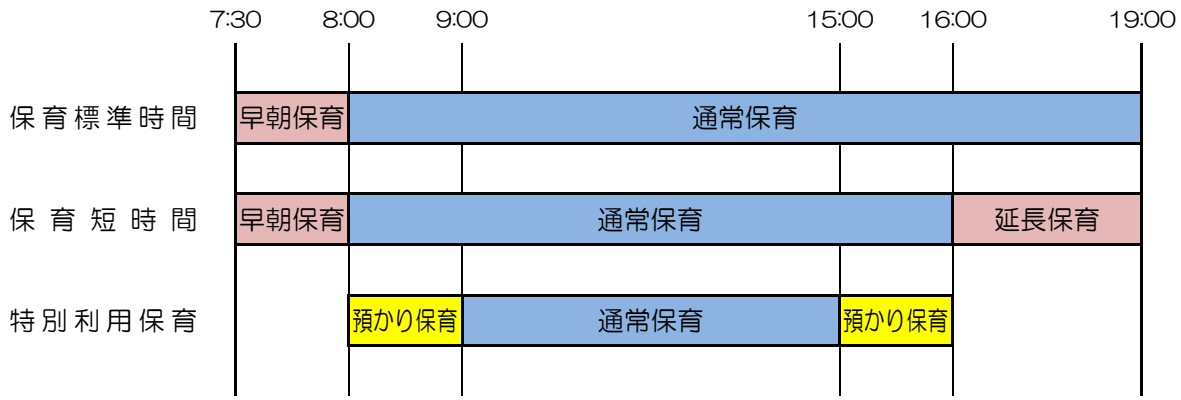

もくじに戻る

○保育を必要とする事由がある場合の入所

区　　分	状　　態	形　　態
1　家庭外労働	**１カ月に６４時間以上労働することが常態である場合** ※（漁業、農業、フルタイム、パートタイム、居宅内の労働（自営業等）など、基本的にすべての就労を含む）	漁業・農業
		外勤（常勤・パート）
		自営業（居宅外）
2　家庭内労働		自営業（居宅内）
		内　職
3　母親の出産等	妊娠中である又は出産後間がない場合	出産（産休）前後2か月
4　疾　病　等	病気、負傷、精神若しくは心身に障がいを有している場合	疾　病
		障がい
5　疾病の看護等	同居の親族（長期間入院などをしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合	看　護
6　家庭の災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合	災　害
7　求職等	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	求職（最大で90日）
8　就学等	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している場合	就　学
9　虐待	児童虐待を行っている又は、再び行う恐れがある場合	児童虐待
10 DV	配偶者からの暴力により、児童の保育を行うことが困難な場合	Ｄ　Ｖ
11　育児休業	育児休業中であって、保育所を引き続き利用する必要があると認められる場合	育児休業
12　その他	その他、上記に類する状態として町長が認める場合	保育を必要とする場合

○特別利用保育

保育を必要とする事由に該当せず、保育を必要としない場合でも、３歳以上児のお子さんで、保育所（園）の定員に余裕がある場合に「特別利用保育」として入所することができます。

【申込に必要な書類】教育・保育給付認定申請書兼保育所入所申込書

○ご負担いただく費用

保育所入所に関し、ご負担いただく費用は、以下のとおりです。

◆０～２歳児

保育料 ＋ **延長保育使用料（利用される方のみ）**

◆３～５歳児

延長保育使用料
預かり保育使用料
（利用される方のみ）

保育料（３歳未満児のみ）は、保護者の世帯の負担能力に応じて徴収します。算定は、世帯の扶養義務者のうち、父母の前々年・前年の所得割の額により決定されます。（なお祖父母等が同居で家計の主宰者（生活をする上での最たる収入者等）の場合は、祖父母等の分も含みます。）

４月～８月の保育料	９月～翌年３月の保育料
前年度の市町村民税	**当年度**の市町村民税

○保育料徴収基準額表

単位：円

世帯の階層区分			３歳未満児		３歳以上児
階層区分	定　　義		保育料（月額）		副食費（月額）
			保育標準時間	保育短時間	
第１	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		０円	０円	０円
第２	市町村民税非課税世帯（第１階層を除く）		０円	０円	０円
第３	第１階層及び第２階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	14,500円	12,500円	０円
第４		48,600円以上97,000円未満	25,000円	22,500円	０円
第５		97,000円以上169,000円未満	35,000円	32,500円	０円
第６		169,000円以上301,000円未満	43,000円	40,500円	０円
第７		301,000円以上397,000円未満	48,000円	45,500円	０円
第８		397,000円以上	52,500円	50,000円	０円

※上記の料金のほか、延長保育／預かり保育使用料（利用する方のみ）がかかります。

○保育料等の納付方法

保育料等の納付方法は原則、**口座振替**となっております。指定の期日までに、口座振替依頼書を提出してください。口座振替日は、毎月１５日（休日の場合は金融機関の翌営業日）に指定された口座から引き落としさせていただきます。口座の変更等が生じた場合は、すみやかに健康こども課又は保育所（園）に連絡してください。

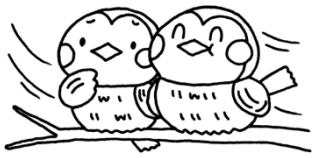

○保育料の軽減

（1）第２子以降無料化

18 歳に満たない児童（年度当初において 18 歳に満たない者をいう。）を２人以上養育している世帯に属する第２子以降で３歳未満の児童（年度途中で３歳に達した場合においても対象とみなす。）の保育料、早朝・延長保育料は、無料です。

（2）その他の軽減

母子・父子家庭、在宅障がい児（者）のいる世帯、多子世帯は、階層により保育料が軽減となることがあります。詳しくは健康こども課までお問い合わせください。

○保育所（園）の生活

時　　間	０・１・２歳児	３・４・５歳児
7：30	（早朝保育）	（早朝保育）
8：00（8：15）	随時登所（園） 生活・遊び	随時登所（園） 生活・遊び
10：00	おやつ 生活・遊び	
11：30	給食準備 給食	給食準備 給食
13：00	午睡	生活・遊び ※午睡　３歳児　　５～９月 ４・５歳児　６～８月
14：30	おやつ	おやつ
15：00		降所（園） ※特別利用保育
16：00（16：15）	降所（園） ※保育短時間	降所（園） ※保育短時間・預かり保育
～19：00	降所（園） ※延長保育・保育標準時間	降所（園） ※延長保育・保育標準時間

（注）この保育内容は一般的な基準を示したもので、各保育所（園）での違いがあり、季節によっても相違があります。

○園医

保育所名	内科	歯科
内海保育所	大岩医院　大岩　昇	河合歯科　河合　良彦
かるも保育所	上床医院　上床　正	冨歯科医院　冨　仁司
大井保育所	白井医院　白井　正人	アルファクリニック歯科　磯貝　和代
日間賀保育所	大岩医院　大岩　大介	さいとう歯科医院　齋藤　博之

（注）　各保育所には内科・歯科の各医師を園医として委嘱しています。

③　乳児保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

乳児保育とは、保護者が仕事等により保育が必要な場合に、０・１歳のお子さんを保育所で保育することをいいます。

実施保育所は、内海保育所、大井保育所の２園で、生後１０か月からお預かりしています。

④　土曜保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

保護者の就労等やむを得ない事情がある場合に、実施保育所の開所時間内で土曜保育を行います。実施保育所は、内海保育所、大井保育所、日間賀保育所となります。

⑤　延長保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

保育の必要性がある方で、保護者の就労等により通常保育時間内（午前８時～午後４時）に送迎ができない場合、各保育所の開所時間内で延長保育を行います。利用には事前のお申し込みが必要となります。

平日	早朝　午前７時 30 分～午前８時　　延長　午後４時～午後７時 （篠島保育園：午前８時～８時１５分）
土曜日	早朝　午前７時 30 分～午前８時　　延長　正午～午後１時
実施保育所	内海保育所・大井保育所　・・・　平日、土曜日 かるも保育所　・・・　平日 日間賀保育所　・・・　土曜日（延長のみ）
延長保育使用料（月額）	早朝　1,000 円　　延長　30 分毎に 500 円　　土曜５００円

⑥　預かり保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

特別利用保育を利用の方で、通常保育時間内（午前９時～午後３時）を超えて保育を希望される場合、前後１時間に限り、預かり保育を行います。利用には事前のお申し込みが必要となります。

平日	午前８時～午前９時　　午後３時～午後４時
実施保育所	内海保育所・かるも保育所・大井保育所・日間賀保育所
預かり保育使用料（月額）	30 分毎に 500 円

⑦　障がい児保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

すべての保育所（園）で障がいのあるお子さんを受け入れ、集団生活を通して健全な発達が促されるよう心がけています。詳しくは、健康こども課又はご希望の保育所（園）へお問い合わせください。

⑧　親子通園事業「どんぐり園」・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

どんぐり園は心身の発達に不安や悩みを持つお子さんと保護者が一緒に通園する親子通園施設です。ご家族と手を携え、お子さんのすこやかな成長発達をめざしています。目標は、「親子のより良い関係を作る」「基本的生活習慣を習得し、自立を図る」「集団生活へ適応する力を育てる」です。

令和７年度より保育所へ登園している園児もどんぐり園へ通園することができる「並行通園事業」を開始しています。

詳しくは、健康こども課又は、どんぐり園へお問い合わせください。

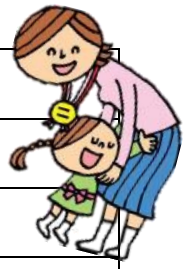

対　象　児　童	満１歳半～小学校就学前の幼児
定　員	１０名
相　談　窓　口	健康こども課、どんぐり園
電　話　番　号	役場　0569－65－0711　健康こども課　内線５４０～５４２ どんぐり園　0569－65－1052

どんぐり園ってどんなところ？

親子で一緒に遊んだり生活したりしながら・・・

- **生活習慣の自立や集団で生活する力を育てます。**
- **言葉の理解などの発達を支援します。**
- **子どもへのよりよい関わり方や支援の方法を学ぶところです。**

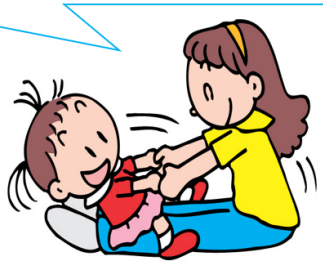

もくじに戻る

5　小学校・中学校

①　小・中　学　校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・教育課

○小学校一覧

学　校　名	住　　所	電　話	校　　区
内海小学校	〒470-3321 内海字中浜田３番地	62-0074	内海・山海
豊浜小学校	〒470-3412 豊浜字下大田面４番地の４	65-0027	豊浜・豊丘
みさき小学校	〒470-3503 師崎字松田７番地の１	63-0001	大井・片名・師崎
篠島小学校	〒470-3505 篠島字南風崎７番地	67-2004	篠島
日間賀小学校	〒470-3504 日間賀島字永峯 11 番地	68-2204	日間賀島

○中学校一覧

学　校　名	住　　所	電　話	校　　区
南知多中学校	〒470-3321 内海字先苅 248 番地	62-0204	内海・山海・豊浜・豊丘・ 大井・片名・師崎・日間賀島
篠島中学校	〒470-3505 篠島字汐味１番地の５	67-2046	篠島

○新入学

新しく小学校へ入学されるときは、前年の９月頃に就学時健康診断のご案内を送付します。１０月頃に就学時健康診断、１月～２月に入学説明会を行います。

お子さんが小学校へ入学する年の１月末日までに、保護者へ入学通知書を送付します。詳しくは、教育委員会教育課へお問い合わせください。

○転校

住所変更に伴い、転校される場合は、お子さまが在籍されている学校にて転校手続きをし、転校前の学校で受け取った「転校に必要な書類」を転校先の学校へ提出してください。詳しくは、お子さまが在籍されている学校及び転校先の学校へお問い合わせください。

○特別支援学級

障がいの程度が比較的軽い児童生徒を対象に、少人数の学級編成により障がいに応じた教育を行っています。

○就学援助制度

経済的理由によりお子さんを町内小中学校へ就学させることが困難な場合、学用品費・給食費などを援助しています。希望される方は、教育課又は各学校へ申請書を提出してください。

対象となる方	次のいずれかに該当する方で、経済的に困窮していると認められる方 ・生活保護が停止又は廃止された方 ・町民税が非課税又は減免された方 ・個人事業税又は固定資産税が減免された方 ・国民年金の掛金が減免又は国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予された方 ・児童扶養手当が支給された方 ・生活福祉資金の貸与を受けた方 ・失業対策事業適格者手帳をお持ちの方、又は職業安定所登録日雇労働者である方 ・保護者の死亡、災害、その他経済的に児童生徒の就学が困難となる特別の事情がある場合
支給されるもの	学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・給食費など

②　放課後児童クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

放課後児童クラブは、共働き家庭等保護者が昼間家庭にいない小学生の放課後の生活・遊びの場を提供しています。ご希望の方は、健康こども課までお申し込みください。

区　　分	うみっこ放課後児童クラブ	豊浜放課後児童クラブ
場　　所	内海小学校内	豊浜小学校内
対象児童	内海小学校児童	豊浜・みさき小学校児童
利用条件	町内小学校に就学する１～６年生（ただし、低学年を優先します）	
定　　員	２５人	２５人
開設日時	・平日（学校休業日を除く月曜日から金曜日） → 学校終業時から午後６時３０分 ・長期休業日（春・夏・冬休み）及び長期休業日の土曜日、振替休日 → 午前７時４５分～午後６時３０分 ※夏休みは定員に余裕のある場合のみ募集します。	
月額利用料	・４～３月（８月は除く）　１０，０００円	
	・８月　１２，０００円	
	・生活保護世帯　５，０００円	
	・前年度市町村民税非課税世帯　５，０００円	
	・ひとり親世帯（４～３月（８月は除く））　５，０００円	
	・ひとり親世帯（８月）　６，０００円	

6　手当・助成等

①　子ども全般・・・・・・・・・・・・住民課　健康こども課　教育課　防災交通課

○児童手当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

児童手当は、高校生年代（１８歳年度末）までのお子さんを養育している方に支給されます。お子さんが誕生した場合は、出生届と同時に健康こども課で手続きしてください。なお、公務員の方は、勤務先で手続きしてください。

手当の月額	３歳未満　15,000 円（第３子以降は 30,000 円） ３歳以上～高校生年代まで　10,000 円（第３子以降は 30,000 円）
手当の支給	認定請求の翌月分から支給され、支給事由の消滅した月分で終わります。毎年２月、４月、６月、８月、10 月、１２月（偶数月）の 10 日（金融機関の休日の場合は、前営業日）に、それぞれ前月分までが支払われます。
はじめに行うこと	お子さんが生まれたとき、転入したときは、「認定請求書」の提出が必要です。
変更手続き	下記のような場合には、手続きが必要です。 ・他の市区町村に転出するとき ・離婚などによりお子さんを養育しなくなったとき ・第２子以降の出生などにより手当の額が変わるとき ・受給者が公務員になったとき ・住所や氏名が変わったとき
届出期間	出生や転入した日の翌日から１５日以内
新規認定請求に必要なもの	・請求者の口座のわかるもの ・請求者の医療保険の資格情報が確認できる書面（保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等） ・マイナンバーカード又は通知カード　等

○子ども医療　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・住民課

出生から１８歳到達の年度末までのお子さんの医療費（保険診療内）の自己負担分を助成します。出生届時や転入時に、住民課で手続きしてください。該当する方には、受給者証を交付します。

＜持ち物＞　・お子さんの名前の載った医療保険の資格情報が確認できる書面（資格確認書、資格情報のお知らせ等）
・保護者及びお子さんのマイナンバーカード又は通知カード

○未熟児養育医療　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

出生時の体重が 2,000ｇ以下、又は生活力が弱いあかちゃんで指定養育医療機関の医師により入院治療が必要と判断された場合、費用の一部が給付されます。詳しくはお問い合わせください。

○妊婦のための支援給付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出を行った妊婦に対し、経済的支援を実施します。

(1)妊婦給付認定申請時

支給対象者	妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した方又は妊娠していることが明らかである方に限ります。）
支給額	50,000 円（妊娠１回あたり）
支給手続き	妊娠届出時に申請手続きをします。
申請に必要なもの	・妊婦の方の口座のわかるもの

(2)胎児の数の届け出時

支給対象者	胎児の数の届け出をした妊婦（母）
支給額	50,000 円（出生児童１人あたり）
支給手続き	あかちゃん訪問（出生２か月頃）の際に、申請手続きをします。
申請に必要なもの	・妊婦（母）の方の口座のわかるもの

○おうちで子育て応援金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

保育所等に入所せず、おうちで育児をしている方へ給付金を支給します。

対象児童 （全てに該当するお子さん）	①保育所等に入所していないお子さん ②生後 10 か月以上で、３歳の誕生日までのお子さん ③町内に在住し、住民登録を有するお子さん
支給対象者 （全てに該当する方）	①対象児童を養育している方 ②町内に在住し、住民登録を有する方 ④生活保護を受けていない方（配偶者を含む） ⑤暴力団員ではない方（配偶者を含む）
手当の月額	対象児童１人あたり１０，０００円／月
手当の支給	毎年６月、10 月、２月の 20 日（金融機関の休日の場合は、前営業日）に、それぞれ前月分までが支払われます。
支給手続き	支給対象者となったら申請書を提出してください。（原則申請日の翌月からの支給）
新規申請に必要なもの	・申請者の口座のわかるもの
変更手続き	下記のような場合には、手続きが必要です。 ・他の市区町村に転出するとき ・お子さんを養育しなくなったとき ・お子さんが保育所に入所したとき

○小中学校入学お祝い金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・教育課

新入学準備品等を購入する際の経済的負担を軽減し、子育て支援及びお子さまの健やかな成長を願い、新入学児童生徒をお持ちの保護者へ入学お祝い金を支給します。詳しくは教育課までお問い合わせください。

対象児童生徒	次年度に小学校・中学校（特別支援学校の小学部・中学部等を含む）に入学する児童・生徒
支給対象者（全てに該当する方）	①対象児童の保護者 ②町内に住民登録のあり、入学する月において、保護者が引き続き南知多町に住民登録がある場合 ※転入される方で入学する月において、住民登録をされた場合は支給の対象とします。
手当が支給されない場合	・入学式の日より前に町から転出される場合 ・税金等の滞納がある場合
支給額	対象児童　１人あたり　10,000 円 対象生徒　１人あたり　30,000 円 ※原則、町からの児童手当振込口座に振込みます。
申請に必要なもの	・請求者の口座のわかるもの（町からの児童手当振込口座以外の口座を希望される方のみ） ・入学通知書（町外の学校へ進学される方のみ）

○学生海っ子バス運賃補助事業「SEA S CARD」　・・・・・・・・・　防災交通課

学生海っ子バス運賃補助事業は、クラブ活動や習い事などへの送迎をする家族の負担を軽減するため、また海っ子バスの利用促進を図るため、無料でバスに乗ることができる制度です。

対象者は、南知多町に住所のある小学生、中学生、高校生、大学生等の学生は誰でも利用できます。申請は右記 QR コードからアクセスし、インターネットでお申し込みください。後日、無料でバスに乗れる「SEA S CARD」を発行します詳しくは防災交通課までご連絡ください。

申請フォーム
QR コード

②　ひとり親家庭等・・・・・・・・・・・・・・・・・住民課　健康こども課

○児童扶養手当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給する国の制度です。

次の要件に当てはまる 18 歳以下（18 歳到達年度の末日まで）の児童（一定の障がいのあるときは、20 歳未満）を監護している母、監護しかつ生計を同じくしている父、又は養育している方に支給する手当です。この手当を受けるには、さまざまな条件がありますので、詳しくは健康こども課までご相談ください。

支給要件児童	・父又は母のいない児童（離婚、未婚の女子の子、死亡等） ・父又は母が１年以上遺棄又は拘禁されている児童 ・父又は母が重度の障がいを有する児童等（就労の可否、介護状況によって該当しない場合があります） ・父又は母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けた児童
手当が支給されない場合	・児童が入所施設等に入所又は里親に委託されているとき ・父又は母と生計を同じくしているとき ・父又は母の配偶者（内縁関係も含む）に養育されているとき
支給制限	以下に該当する場合は、手当の全部又は一部が支給停止となります。 ・受給資格者及び扶養義務者等の前年の所得が一定以上あるとき ・受給資格者又は児童が公的年金等を受給する場合 ・児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっている場合
手当月額	児童１人の場合　全部支給…48,040 円 一部支給…48,040 円～11,340 円 ２人目の加算　全部支給…11,350 円 一部支給…11,340 円～5,680 円
支給方法	認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。毎年１月、３月、５月、７月、９月、１１月の 11 日（金融機関の休日の場合は、前営業日）に、それぞれ前２か月分が支払われます

○母子家庭等医療　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・住民課

18 歳以下（18 歳到達年度の末日まで）の児童を扶養している配偶者のいない母又は父とそのお子さんの医療費（保険診療内）の自己負担分を助成します。母又は父の所得が一定以上ある場合は、この助成が受けられません。該当する方には、受給者証を交付します。詳しくは住民課へお問い合わせください。

○愛知県遺児手当・南知多町遺児手当　・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

遺児手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給する愛知県及び南知多町の制度です。

県内（町内）に住所があり、次の要件に当てはまる 18 歳以下（18 歳到達年度の末日まで）の児童を監護・養育している方に支給する手当です。この手当を受けるには、児童扶養手当と同様に、さまざまな条件がありますので、詳しくは健康こども課までご相談ください。

支給要件児童	・父又は母のいない児童（離婚、未婚の女子の子、死亡等） ・父又は母が１年以上遺棄又は拘禁されている児童 ・父又は母が重度の障がいを有する児童等（就労の可否、介護状況によって該当しない場合があります） ・父又は母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けた児童
手当が支給されない場合	・県外（町外）に住所があるとき ・児童が入所施設等に入所又は里親に委託されているとき ・父又は母と生計を同じくしているとき ・父又は母の配偶者（内縁関係も含む）に養育されているとき ・受給資格者及び扶養義務者等の前年の所得が一定以上あるとき ・受給資格者又は児童が公的年金等を受給する場合 ・児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっている場合
手当月額	児童１人につき 県…支給開始月から　１～３年目…4,350 円 ４～５年目…2,175 円 ６年目以降…　０円 町…2,600 円（18 歳到達年度の末日まで）
支給方法	認定を受けると、認定請求をした日の属する月から支給されます。 毎年１月、３月、５月、７月、９月、１１月に、それぞれ前２か月分が支払われます。 県遺児手当の支払日：原則２５日 町遺児手当の支払日：原則２０日 （※金融機関の休日の場合は、前営業日）

○母子・父子・寡婦福祉資金の貸付　・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

母子・父子家庭のお子さんの健全育成を図るために、愛知県の事業で、無利子又は低利子で各種資金の貸付を行っています。詳しくは、健康こども課へお問い合わせください。

○母子・父子家庭自立支援給付金　・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格取得のため、各種講座を受講する場合や、各種学校等の養成機関で就業する場合などに給付金を支給する県の制度です。なお、対象となる方には所得制限があり、事前相談が必要です。詳しくは、健康こども課へお問い合わせください。

③　障がいのあるお子さん・・・・・・・ふくし課　健康こども課　住民課

○手帳の交付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ふくし課

(1)身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方に交付される手帳で、障がいの種類と程度により、１級から７級（７級は手帳の交付がありません。）までの区分があります。手帳の交付を受けるには、ふくし課で申請書類（申請書・診断書）を受け取り、各医療機関の指定医師により診断を受けます。診断書ができたら、申請書・診断書・写真をふくし課へ提出してください。

後日、交付（却下）通知を送付しますのでふくし課にてお受け取りください。

身体障害者手帳の交付を受けると、障がいの種類と程度により、補装具（義肢、車いす等）や日常生活用具の給付を受けることができます。

(2)療育手帳

療育手帳は、知的障がいのある方に交付される手帳で、Ａ、Ｂ、Ｃの区分があります。18 歳未満の方の療育手帳の交付の判定は児童相談センターで行います。

【お問合せ先：知多児童相談センター　半田市宮路町 1-1　℡0569-22-3939】

(3)精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、発達障がい又は精神障がいのある方に交付される手帳で、障がいの種類と程度により、１級から３級までの区分があります。手帳の交付を受けるには、ふくし課で申請書類（申請書・診断書）を受け取り、各医療機関の指定医師により診断を受けます。診断書ができたら、申請書・診断書・写真（任意）をふくし課へ提出してください。

後日、交付（却下）通知を送付しますのでふくし課にてお受け取りください。

○自立支援医療（育成医療）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ふくし課

身体に障がいのある 18 歳未満のお子さん又は放置すれば将来障がいを残すおそれが大きいお子さんで、確実な治療効果が期待される場合には、指定医療機関での入院治療、手術等の費用の一部が公費負担されます。

高校生以下は、子ども医療費の助成により、この場合の自己負担は実質的になくなります。

詳しくは、ふくし課へお問い合わせください。

○自立支援医療（精神通院）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ふくし課

発達障がい又は精神に障がいのある方で、指定医療機関での通院治療、調剤等の費用の一部が公費負担されます。

高校生以下は、子ども医療費の助成により、この場合の自己負担は実質的になくなります。

詳しくは、ふくし課へお問い合わせください。

○福祉サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ふくし課

障がい者及び障がい児がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスに係る給付や支援を行います。

利用を希望される場合は、ふくし課に申請してください。

主なサービスは次のとおりです。

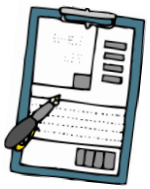

(1)児童通所サービス

利用できる主なサービス	内　　容	利用者負担額
児童発達支援	未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	原則１割負担。 ただし、所得に応じ月額負担上限があります。 なお、放課後デイサービス以外は満３歳になって初めての４月１日から３年間無償です。 また、施設での食費等は別途必要です。
医療型児童発達支援	体に不自由がある児童を対象に、理学療法等の機能訓練又は医療的管理のもとでの支援を行います。	
放課後等デイサービス	就学児を対象に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行います。	
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがある児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	
保育所等訪問支援	保育所等に通う児童を対象に、集団生活への適応のための支援を行います。	

(2)障がい福祉サービス

利用できる主なサービス	内　　容	利用者負担額
居宅介護（ホームヘルパー派遣）	ホームヘルパーサービスとして、自宅で入浴、排せつ、食事の介助などを行います。	原則１割負担。 ただし、所得に応じ月額負担上限があります。 また、施設での食費等は別途必要です。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動する時に危険を避けるために必要な援助や、外出時の移動を介助し、移動中の介護も行います。	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間宿泊して、夜間も含め施設での入浴、排せつ、食事の介助などを行います。	

(3)地域生活支援事業

利用できる主なサービス	内　　容	利用者負担額
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。	原則１割負担。 ただし、所得に応じ月額負担上限があります。 また、施設での食費等は別途必要です。
日中一時支援事業	児童に日中の活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする日帰りのショートステイや、放課後に施設等のスペースで過ごしていただく事業です。	

○特別児童扶養手当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課

特別児童扶養手当は、精神又は身体に一定以上の障がいのある２０歳未満の児童を養育する方に手当を支給する制度です。この手当を受けるには、医師の診断書等が必要となりますので、健康こども課までご相談ください。

障がいの程度	・１級・・・IQ35 以下程度又は身体障害者手帳１級・２級程度 ・２級・・・IQ50 以下程度又は身体障害者手帳３級（４級の一部含む）程度
手当が支給されない場合	・手当を受けようとする方や児童が日本国内に住所を有しないとき ・児童が施設に入所しているとき（ただし、通園している場合は除外されます。） ・児童が障がいを理由とする年金を受けることができるとき
支給制限	受給資格者及び扶養義務者等の前年の所得が一定以上あるときは、手当が支給停止となります。
手当月額	・１級・・・58,450 円 ・２級・・・38,930 円
支給方法	認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。毎年４月、８月、１１月の 11 日（金融機関の休日の場合は、前営業日）に、それぞれ前月分までが支払われます。

○障害児福祉手当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ふくし課

障害児福祉手当は、精神又は身体に重度の一定以上の障がいがあり、日常生活において常時介護を要する 20 歳未満の方に手当を支給する制度です。特別児童扶養手当を受給していても、この手当を受給することができますので、ふくし課で手続きしてください。

障がいの程度	・Ａ種・・・身体障害者手帳１・２級で、かつ IQ20 以下の方 ・Ｂ種・・・身体障害者手帳１・２級又は IQ20 以下の方 ・Ｃ種・・・その他
手当が支給されない場合	・愛知県在宅重度障害者手当を受給しているとき ・児童が施設に入所しているとき（ただし、通園している場合は除外されます。） ・児童が障がいを理由とする年金を受けることができるとき
支給制限	受給資格者及び扶養義務者等の前年の所得が一定以上あるときは、手当が支給停止となります。
手当月額	・Ａ種・・・23,460 円 ・Ｂ種・・・17,710 円 ・Ｃ種・・・17,710 円
支給方法	認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。毎年５月、８月、１１月、２月の 10 日（金融機関の休日の場合は、前営業日）に、それぞれ前月分までが支払われます。

○障害者医療・精神障害者医療　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・住民課

次の要件に該当する方が医療を受けた場合に医療費（保険診療内）の自己負担分を助成します。該当する方には、受給者証を交付します。詳しくは住民課へお問い合わせください。

制　　度	対　　象	助　成　内　容
障害者医療	・身体障害者手帳１～３級、４級（腎臓機能障害）、４～６級（進行性筋委縮症）の方 ・療育手帳Ａ・Ｂ判定の方 ・自閉症状群と診断された方※	医療費（保険診療内）の自己負担分を助成
精神障害者医療	【通院のみ】 自立支援医療費（精神通院）の支給を受けて通院している方	自立支援医療費（精神通院）の通院医療費（保険診療内）の自己負担分を助成
	精神障害者保健福祉手帳１・２級の方	全ての疾病又は負傷の入通院の医療費（保険診療内）の自己負担分を助成

※一部対象にならないものがあります。

④　その他の助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・住民課

○一般不妊治療費助成事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・住民課

不妊検査又は不妊治療を受けている夫婦に対し経済的な援助を行うため不妊治療等に要する経費の一部を助成します。詳しくは、住民課へお問い合わせください。

対　　象　　者	・婚姻中の夫婦及び事実婚関係にある男女で、夫・妻の一方又は両方が町内に住所を有する方 ・医療機関によって不妊治療が必要であると認められたこと ・医療保険各法による被保険者もしくは被扶養者であること
補助対象となる治療	・不妊検査　・一般不妊治療　・人工授精 ※特定不妊治療（体外受精・顕微授精）は対象外
助　成　対　象　額	医療費のうち自己負担額
助　　成　　金　　額	全額（年 10 万円を限度とします）
助　　成　　期　　間	24 か月
申請に必要なもの	・申請書　・受診等証明書　・治療にかかる領収書 ・医療保険の資格情報が確認できる書面 （資格確認書、資格情報のお知らせ等）（夫婦分） ・振込口座のわかるもの　・住民票の写し※ ・法律上の夫婦であることを証明する書類※ ・事実婚の場合、両者の事実婚関係に関する申立書 「※」は省略できる場合があります。
申　　請　　期　　間	通常申請：毎年３月１日～３月３１日（前年３月診療分～当年２月診療分） 随時申請：前年度分を申請していない方や治療が終了・中断した方は随時申請してください。

○妊産婦医療費助成事業　・・・

7　相談・関係機関

①　民生児童委員・主任児童委員・・・・・・・・・ふくし課　健康こども課

民生児童委員さんは、福祉に関する地域の見守り・相談役です。民生児童委員さんの中には、小・中学校や児童福祉関係機関などと連携しながら、子どもと子育て家庭への支援を専門的に担当する主任児童委員さんがいます。

子育て、障がい、介護などで困ったときには、地域の民生児童委員・主任児童委員さんに相談してみましょう。

自分の地域の民生児童委員・主任児童委員さんが分からない場合は、ふくし課へお問い合わせください。

②　虐待に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・健康こども課　教育課

最近、児童虐待のニュースをよく耳にします。なぐる・ける以外にも、言葉による暴力、育児の放棄なども該当します。児童虐待と思われることがありましたら、健康こども課、教育課へ連絡してください。

児童虐待の種類	身体的虐待	なぐる・ける・首を絞める・冬の戸外に閉め出す・たばこの火を押し付けるなど
	性的虐待	性行為・身体に意図的に触れる・入浴中の娘を覗くなど
	心理的虐待	暴言を吐く・他の子と差別する・子どもを無視するなど。また、子どもの前で暴力を振るわれる光景を見せることなども含まれます。
	ネグレクト （養育の怠慢・拒否）	満足に食事や十分な栄養を与えない・入浴させない・乳幼児を家や車に放置する・登園（登校）させないなど
連　絡　先	南知多町役場 健康こども課 保健センター 教育課	0569-65-0711 内線　540 内線　511 内線　553
	知多児童相談センター	0569-22-3939
	児童相談所 全国共通ダイヤル	189（通話料無料）

③　各種相談窓口一覧

相　談 （担当部署）	内　容	相談員	日　時	相談方法 問合せ先
妊産婦相談 （健康こども課）	妊娠・出産・産後等の相談	保健師	随時 （母子健康手帳発行時等）	面接・電話 保健センター ☎65-0711
健康相談 （健康こども課）	医師、管理栄養士、保健師による健康に関する相談	医師 管理栄養士 保健師	予約制 予約制 随時	面接・電話 保健センター ☎65-0711
電話相談 （健康こども課）	子育てや心や体の健康に関する相談	保健師	随時 平日 8：30～17：00	電話 保健センター ☎65-0711
こどもすくすく相談・栄養相談 （健康こども課）	乳幼児期の健康相談、栄養相談	保健師 管理栄養士	毎月1回、金曜日 9：30～10：30 篠島、日間賀島は 6・9・12・3月の年4回	面接・電話 保健センター ☎65-0711
こども発達相談 （健康こども課）	子どもの発達についての心配ごとやしつけなどの悩み、登園拒否、不登校など心理上の問題など	臨床心理士	予約制 毎月1回、月曜日 9：30～12：00 13：30～14：30	面接 保健センター ☎65-0711
子育て相談 （健康こども課）	育児についての相談	保育士	随時 平日 9：00～12：00 13：00～16：00	面接・電話・メール 子育て支援センター ☎65-1052
教育相談 （教育課）	いじめ、不登校、家庭教育問題、障がいのある子の就学相談など	教育指導員 教育相談員	予約制 毎週月～金曜日 9：00～15：00	面接・電話 リフレッシュスクール （適応指導教室） ☎65-2767
スクールカウンセラー相談 （教育課）	児童生徒との面談、保護者の抱える不安、教職員の生徒指導上の悩み	スクールカウンセラー （臨床心理士）	予約制 各学校に予約してください。	面接 各小・中学校

もくじに戻る

相　談 （担当部署）	内　容	相談員	日　時	相談方法 問合せ先
障がい者巡回相談 （ふくし課）	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）	知多南部基幹相談支援センター	予約制 毎月第２火曜日 13：00～16：00	面接 ふくし課 ☎65-0711
心配ごと相談 （社会福祉協議会）	日常生活の心配ごと等の身近な相談及び法律相談	弁護士 行政相談委員 人権擁護委員	予約制 毎月第２・第４火曜日 又は金曜日 14：00～16：00 各地区公民館等（巡回）	面接 社会福祉協議会 ☎65-2687
こころのお悩み相談室 （社会福祉協議会）	こころの悩みに関する相談	臨床心理士	予約制 毎月第１月曜日 14：00～16：35	面接 社会福祉協議会 ☎65-2687
消費生活相談 （知多消費生活センター）	悪質商法や商品・サービスに関する消費生活上の相談	専門相談員	平日 9：00～16：30 （11:30～13:30は電話のみ）	電話・面接 半田市広小路町155-3 クラシティ３階 ☎0569-32-2444
こころの電話 （県教育サービスセンター）	青少年及びその親の悩みについて精神的な援助	ボランティア相談員	10：00～22：00	電話 県教育サービスセンター ☎052-261-9671
ヤングテレホン （県警察本部）	子どもの悩み、非行等親の悩み	警察官	平日 9：00～17：00	電話・面接 県警察本部 ☎052-951-7867
時間外育児相談 育児もしもしキャッチ つながるLINE （あいち小児保健医療総合センター）	育児相談、母と子の健康に関する相談	専門相談員	火曜日から木曜日 17：00～21：00 （休診日、祝日・年末年始除く）	電話 あいち小児保健医療総合センター ☎0562-43-0555
小児救急電話相談 （愛知県）	休日等の夜間に症状に応じた適切な医療相談（保護者向け）	看護師 小児科医	毎日 19：00～翌8：00	電話 全国共通短縮番号 #8000 短縮が使えない場合は ☎052-962-9900

もくじに戻る

④　役場関係機関一覧

役場など	電話 ≪ＦＡＸ≫	住所
★南知多町役場 住民課 税務課 ふくし課 健康こども課 保健センター 防災交通課 まちなみ環境課 教育委員会（教育課）	65−0711 ≪65−0694≫	豊浜字貝ヶ坪１８
★内海サービスセンター	62−0400 ≪62−2676≫	内海字柴井１−66 ※町民会館内
★師崎サービスセンター	63−0304 ≪63−2231≫	大井字北側４３
★篠島サービスセンター	67−2001 ≪67−2150≫	篠島字浦磯３−３
★日間賀島サービスセンター	68−2001 ≪68−2086≫	日間賀島字永峯１８
社会福祉協議会事務局	65−2687 ≪65−2913≫	豊浜字須佐ヶ丘１

公民館など	電話	住所
★町総合体育館（教育課）	65−2880 ≪65−2883≫	豊浜字須佐ヶ丘５
◆町民会館	62−2218	内海字柴井１−６６
◆山海公民館	62−3613	山海字橋詰８８
◆師崎公民館	63−0117	師崎字的場８６−１
★大井公民館	63−0304	大井字北側４３
★篠島開発総合センター	67−2001	篠島字浦磯３−３
★日間賀島公民館	68−2001	日間賀島字永峯１８
●子育て支援センター	65−1052	豊丘字有田脇16-1
運動公園	65−0193	豊丘字山田３２

★、◆、●は「役場関係機関ＭＡＰ」に掲載。

もくじに戻る

⑤　医療機関

※医療機関・歯科一覧は、愛知県の診療所（医科）名簿・病院名簿・診療所（歯科）名簿より、掲載時点の情報です。臨時で休診する場合もあります。診療日や受付時間などの詳細は事前に必ず医療機関に直接ご確認ください。

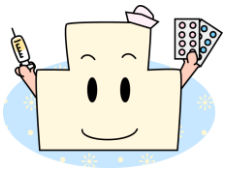

○町内の医療機関一覧

医療機関名	住所	電話	診療科目	休診日
大岩医院	内海字亥新田115-1	62-0138	内・外・皮	木曜午後 土・日・祝
大岩医院	豊浜字上大田面12-1	65-0184	内・小・消~~・リハ~~	木・土曜午後 日・祝
上床医院	豊浜字中村23-1	65-0604	内・小・循	木・土曜午後 日・祝
みどりの風 南知多病院	豊丘字孫廻間86	65-1111	精・内・心内	※予約制 土・日・祝
夏目医院	大井字江崎24	63-0335	内	※午後は全日休診 火・日・祝
白井医院	師崎字向島1	63-0029	内・消	木午前 水・土・日・祝
日間賀島診療所	日間賀島字東側123	68-2345	内・外・皮	水・土曜午後 月・木・日・祝
知多厚生病院附属 篠島診療所	篠島字神戸301-1	67-2267	内・小	土・日・祝

○その他の医療機関

医療機関名	住所	電話	診療科目	休診日
知多厚生病院	美浜町大字河和字 西谷81-6	82-0395	内・小・外・整・ 脳外・皮・泌・ 産婦・眼・耳	土・日・祝

【診療科目略語】

内：内科　外：外科　皮：皮膚科　心内：心療内科
小：小児科　消：消化器科　眼：眼科　脳外：脳神経外科　泌：泌尿器科
精：精神科　整：整形外科　産婦：産婦人科　耳：耳鼻いんこう科

○町内の歯科一覧

医療機関名	住所	電話	診療科目	休診日
大岩歯科医院	内海字先苅 188	62-1198	歯科	※予約制 木・日・祝
TOMI DENTAL OFFICE	内海字亥新田 100	62-0933	歯科・矯正・小児・口腔外科	木・日・祝
河合歯科医院	内海字中之郷 18-1	62-0014	歯科	木・日・祝
竹内歯科医院	豊浜字中村 12	65-0541	歯科	木・日・祝
みどりの風南知多病院	豊丘字孫廻間 86	65-1111	歯科	※予約制 木・土・日・祝
アルファクリニック歯科	片名字新師崎 16-5	63-2410	歯科・矯正・小児・口腔外科	木・金・祝
さいとう歯科医院	日間賀島字小戸地 19	68-2888	歯科・小児	木・日・祝
篠島歯科	篠島字東山 1-86	67-2788	歯科	月・火・水 日・祝

保護者のみなさまへのお願い

1．かかりつけ医を持ちましょう

日ごろからお子さんの特徴や体質、病歴などを知っているかかりつけ医を決めて、発熱、おう吐など急病の時に診察を受けたり相談できるようにしておきましょう。

2．診療時間内に受診しましょう

診療には、医師、薬剤師、看護師、検査技術師等多くのスタッフが関わっています。スタッフのそろっている診療時間内に受診できるよう、早めに受診しましょう。

3．受診する時必要なものは

○マイナンバーカード又は健康保険証（保険証の有効期限終了後は、資格確認書、資格情報のお知らせ等）

○子ども医療費受給者証　○母子健康手帳（乳児の場合）

○その他（使用中の薬、おう吐物等）

4．休日・夜間に急病で受診するときは

まずかかりつけ医に相談しましょう。かかりつけ医と連絡が取れないときには、救急医療情報センターに相談してください。

役場関係機関 MAP

町民会館図書室
内海サービスセンター
南知多中学校
内海保育所
内海小学校（うみっこ放課後児童クラブ）
内海
内海駅
名鉄線
247
▲ 公　園
△ 児童遊園
山海公民館
山海
南知多道路
280
子育て支援センター
（どんぐり園）
豊浜
豊丘
大井保育所
南知多町役場★
★町総合体育館
大井
かるも保育所
★ 師崎サービスセンター
（大井公民館）
豊浜小学校
（豊浜放課後児童クラブ）
7
片名
みさき小学校
師崎
師崎公民館
日間賀島
日間賀保育所
日間賀島サービスセンター★
（日間賀島公民館）
日間賀小学校
篠島
篠島保育園
篠島小学校
篠島中学校
篠島サービスセンター
（篠島開発総合センター）

南知多町キャラクター
ミーナ

けんこう南知多プラン推進キャラクター
すこやかーな

発行者　　南知多町役場　健康こども課
〒４７０－３４９５
知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪１８番地
電　話　０５６９－６５－０７１１（代）
ＦＡＸ　０５６９－６５－０６９４（代）
http://www.town.minamichita.lg.jp/

発　行　　令和８年４月

ダウンロード用ＱＲコード